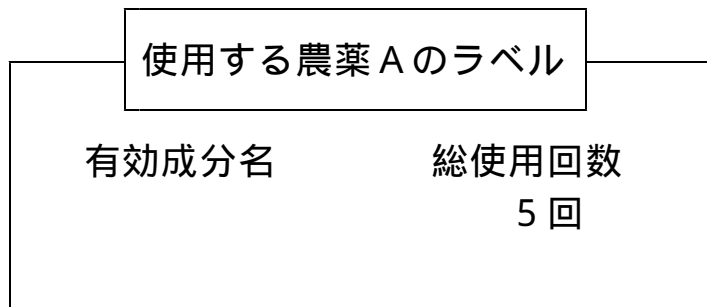


「農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令」の
一部改正について

公布日	平成16年6月21日	平成17年4月公布予定
施行日	平成17年6月21日	平成17年6月21日(予定)
改正概要	<p>(1)農薬を使用することができる総回数の積算期間の明確化</p> <p>(2)農薬の有効成分に着目した総使用回数の表示義務</p>	<p>(1)指定種苗を用いて食用農作物等を生産する場合には、指定種苗に表示されている農薬の使用回数と農薬使用者が使用する農薬の使用回数の合計が農薬の容器等に表示されている総使用回数を超えないように使用しなければならないこと。</p> <p>(2)止水期間が設定されている農薬3剤を追加する。 ピリダフェンチオン キャプタン ダイアジノン</p> <p>(2)については、公布日から施行。</p>

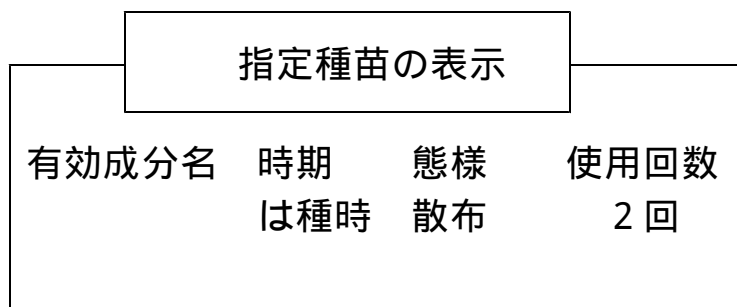
農薬使用基準省令の改正後のイメージ

【農薬のラベル上】



(農薬の有効成分の使用回数が記載)

【指定種苗の表示上】



(農薬の有効成分の種類ごとに使用回数が記載)

【農薬使用者が使用できる回数】

農薬 A と有効成分を同じくする農薬の使用できる回数

$$5 \text{ 回} - 2 \text{ 回} = 3 \text{ 回}$$